

各学部懇談会・後援会独自の奨学金

令和2年10月現在

学部	懇談会・後援会	制度名	資格	給付額	人数	申請時期	選考時期
法学部	懇談会	法学部懇談会奨学金 (1)修学援助奨学金 (2)学業奨学金 (3)進学奨学金	(1)①1年次:世帯の所得金額の合計額が240万円以下の者 ②2年次以上:前学年までに一定数の単位を取得(2年次:34単位以上、3年次:68単位以上、4年次:100単位以上)し、世帯の所得金額の合計額が240万円以下の者 (2)①1年次に修得した単位数が40単位以上の2年次生で修得科目の平均点が80点以上の者 ②2年次までの修得単位数が80単位以上の3年次生で修得科目の平均点が80点以上の者 ③3年次までの修得単位数が110単位以上の4年次生で修得科目の平均点が80点以上の者 (3)法科大学院に進学を決定した学生(卒業生を含む)	(1)年額12万円 (2)年額12万円 (3)入学金相当額(13万円を限度)	(1)限定なし (2)2年次、3年次、4年次各10名以内 (3)限定なし	(1)6月・12月 (2)なし (3)入学手続き時の年度内	(1)7月・1月 (2)7月
理工学部	後援会	理工学部後援会育英救済制度	次の条件を満たすもの。 ①人物、向上心とともに優れ、かつ、大学の課程を完了しうると認められる者。 ②入学後の経済的条件の変化により、修学がきわめて困難となり、救済が必要と認められる本学部後援会会員子弟。	前期、後期各18万円を限度 ただし状況により、最大30万円まで支給	-		
農学部	後援会	名城大学農学部後援会奨学金	(1)①1年生:各学科とも前期試験成績でGPAの上位者4名 ②2年生:各学科とも前期試験成績でGPAの上位者4名 (2)学術・スポーツで功績をあげ、申請した学生に授与 ①国際大会出場した正規メンバー ②全国大会出場した正規メンバー	(1)①② 1人につき30,000円 (2)①10万円、 ②3万円	(1)各学科の1年生および2年生各4名(合計24名) (2)限度なし		
薬学部	後援会	名城薬学後援会 (1)海外臨床薬学研修奨学生 (2)名城薬学後援会大学院奨学金	・名城薬学後援会の子どものものに限る。 ・詳細は薬学部事務室へお問い合わせ下さい。				
人間学部	後援会	海外研修奨学金	人間学部開講科目「特殊講義C(特別留学プログラム)」履修者で学部が認めた海外の大学附属研修機関等での語学研修・教育を行い、科目担当教員の推薦を受けた者。ただし、後援会会員のみを対象とする。	特別留学プログラム(10週以上): 10,000円 特別留学プログラム(15週以上): 20,000円	-		